

議案第 72 号

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

令和 5 年 6 月 13 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

前橋市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 63 年前橋市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項及び第 3 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。